

議案第16号

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「又は第2号に掲げる職員」を「に掲げる職員」に改め、同項各号列記以外の部分中「第3号に掲げる職員」を「第2号に掲げる職員」に改め、同項中「又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額」を「及び第2号に掲げる額」に改め、同項第1号イ中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第3号」を「第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第23条中「1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額」を「7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から日曜日、土曜日及び勤務時間条例第10条に規定する休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じた数をいう。）を乗じたもので除した額」に改める。

第31条第2項中「又は精神障害」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

多可町職員の給与に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(住居手当)</p> <p><b>第16条</b> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 1,600円</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><b>第23条</b> 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を<u>1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額</u>とする。</p>	<p>(住居手当)</p> <p><b>第16条</b> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><b>第23条</b> 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を<u>7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から日曜日、土曜日及び勤務時間条例第10条に規定する休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じた数をいう。）を乗じたもので除した額</u>とする。</p>

現 行	改 正
<p>(休職者の給与)</p> <p><b>第31条</b> (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患又は精神障害にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(休職者の給与)</p> <p><b>第31条</b> (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3～7 (略)</p>